

新築・リフォーム 中古住宅購入 耐震診断・改修



店舗・事務所・賃貸住宅も
補助対象になります！

をお考えの方に…

足寄町では、定住人口の確保と地域経済の活性化を目的として、住宅や商業系家屋（店舗・事務所）の新築・増改築、中古物件の購入等を対象とした『住環境・店舗等整備補助金』を実施しており、町民の皆さまが足寄町に定住し、安心して住み続けることができる居住環境づくり、地域経済の活性化をより一層推進するため、町内業者による住宅・店舗・賃貸用住宅の新築、増改築、バリアフリー改修などのリフォーム全般、耐震診断・改修、中古住宅購入、住宅の外構舗装工事に補助金（上限 150 万円）を交付しますので、是非ご活用ください。
＜受付期間は、令和 5 年 6 月 26 日（月）～12 月 28 日（木）です。受付額が予算額に達した場合、その時点で受付を終了します。＞



どのくらいの補助がもらえるの？

- 補助額は次のとおりです。ただし、町内関係業者による施工、町に定住する（店舗等の場合は営業する）ことなど、一定の条件を満たす必要があります。

工 事 区 分		補 助 金 額	
一般住宅（新築増改築・住宅改修工事）	10 万円～20 万円の工事	1/2 以内	
	20 万円を超える工事	10 万円 ＋ 20 万円を超えた額の 1/8 を加算 （補助額上限 150 万円）	
住宅構造部にカラマツ材を用いた 新築・増改築		新築・増改築の構造部にカラマツ材を利用する場合について、5 万円/㎡を新築・増改築の補助金額に加算（加算上限 100 万円）	
住宅外構舗装		工事金額の 1/2（補助上限額 50 万円）	
中古住宅・店舗等の購入		購入金額の 1/8 （補助上限 150 万円）	
耐震診断		1/2 以内 （補助額上限 3 万円）	
耐震改修工事を伴う住宅改修工事	100 万円までの工事	1/2 以内	
	100 万円を超える工事	50 万円 ＋ 100 万円を超えた額の 1/8 を加算 ※ 補助額上限 150 万円	
賃貸用住宅アパート （新築・改修・購入）	戸建	一般住宅と同じ	
	アパート	一般住宅（新築・増改築）、 中古住宅・店舗等の購入と 同じ	但し、単身用 75 万円/戸（補助額 上限）、世帯用 100 万円/戸（補助 額上限）とし、各戸の合計額とする。

Q

補助を受けるための条件って？

- 補助制度を活用する場合には次のような条件があります。

自宅の場合

- ・補助対象となった住宅に 10 年以上居住すること。

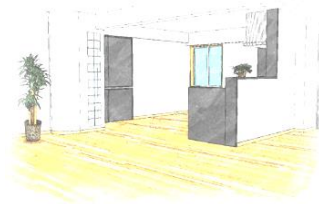
賃貸住宅の場合

- ・足寄町内で 10 年間賃貸住宅の用に供すること。

※申請者及びその二親等以内の親族を入居させる場合は対象外です。

店舗等の場合

- ・補助対象となった店舗等で 1 年以上営業すること。



その他、以下の条件がありますのでご注意ください。

- (1) 申請者及びその世帯員が町税等（法人の場合は法人町民税等）を滞納していないこと。
- (2) その他補助対象工事毎に定める条件。

Q

申請の手続きはどのようにするの？

- 補助申請に係る手続きの主な流れをご説明します。

事前相談

補助制度の仕組みについてご説明し、申請書類のお渡しと必要な書類をお伝えします。

補助申請

補助金交付申請書及び必要な書類の提出をお願いいたします。
※令和 5 年度の補助金申請は令和 5 年 12 月 28 日まで随時受付いたしますが、予算の範囲内での交付決定となります。
申請受理が予算額に達した場合、受付を終了しますのでご了承ください。

交付決定の通知

補助申請内容を審査のうえ、補助金交付金の可否を決定し、補助金額を通知いたします。

完了報告

交付決定が完了となった工事が完了後、速やかに必要書類の提出をおねがいいたします。

補助金の交付

指定していただいた口座に補助金を交付いたします。

補助金の交付後

補助金の交付後、必要に応じて報告書類の提出を求めたり、町担当者が住民登録状況や町税等の納入状況を確認いたします。

- ※ 補助金の交付決定後に、次に該当する場合は交付決定の取り消し・交付した補助金の返還を命じることになります。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 一般住宅を補助金により整備後 10 年未満で町外に転出し、若しくは町内転居したとき、又はその住宅を譲渡し、若しくは貸し付けたとき。

(3) 賃貸住宅を補助金により整備後、二親等以内の親族を居住させたとき。

(4) 法令等に違反したとき。

●補助金の申請には次の書類が必要です。

(1) 補助金交付申請書

(2) 町税等の納入状況等確認同意書

(3) 定住誓約書

※店舗等の場合は営業を証する書類

※賃貸住宅の新築・改築については、10年間賃貸住宅の用に供する誓約書

(4) 工事着工前の写真

(5) その他補助対象工事毎に定める書類（工事請負契約書又は見積書の写しなど）

※構造部のカラマツ材利用による加算については、構造部のカラマツ材利用量の確認ができる書類

●移転補償を受ける方は補助金の交付対象外となります。



Q

老後が心配で、今のうちにバリアフリー改修をしたいんだけど…

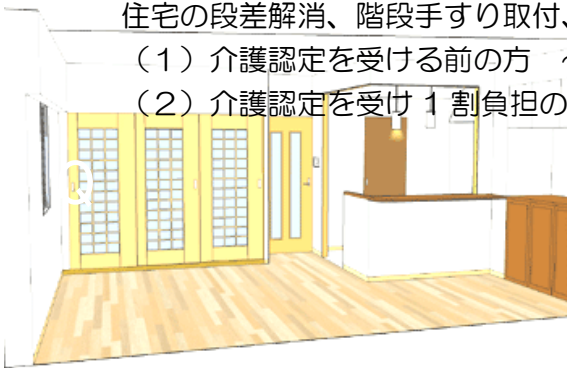
●介護保険制度の介護認定を受けていなくても、予防的・先行的にバリアフリー改修を行っても補助対象となります。もちろん介護認定を受けている方も補助対象です。例えば…

住宅の段差解消、階段手すり取付、ユニットバスの入替 = 100万円の工事費用の場合

(1) 介護認定を受ける前の方 ~ 補助額=20万円 → 自己負担 80万円

(2) 介護認定を受け1割負担の方 ~ 介護給付費(18万円)+補助額(17万7千円)
→ 自己負担 64万3千円

※介護保険サービスや障害者自立支援法のサービス、その他国の補助（他法による補助）がある場合は、これを優先することになります。



Q

新築にあわせて木質ペレットストーブを導入したいなあ

●新築住宅に木質ペレットストーブを導入した場合、最大で180万円の補助を受けることができます。もちろんバリアフリー改修とあわせて木質ペレットストーブを導入する場合も補助を受けることができます。

Q

貸し店舗でも補助対象？

●貸し店舗については、貸主との賃貸借契約により1年以上営業することが条件となります。

Q

耐震診断と耐震改修って何？

●耐震診断とは、昭和56年5月31日以前に着工した地上2階建てまでの木造住宅が対象で、地震に対する安全性の診断をいい、診断費用の1/2 上限3万円を補助します。診断の結果、補強工事が必要な場合は耐震改修（建物の基礎を鉄筋コンクリートで補強・壁に筋交いや合板を取り付けるなどの工事）を行うことで引き続き耐震改修工事による補助を受けることができます。

Q

住宅整備にカラマツ材を使えば補助の加算を受けられるの？

- 構造部（柱等）にカラマツ材を用いた場合、構造部のカラマツ使用量に応じて 5 万円/㎡の補助（補助額上限 100 万円）を新築・増改築の補助金に加算して受けることができます。

Q

住宅外構舗装とは？

- 申請者が居住する住宅のまわりの舗装を対象とします。対象工事の 1/2、上限 50 万円を補助として受けとることができます。
- 店舗・事業用の施設、農業用施設周りの舗装は補助の対象とはなりません。

Q

補助は何回でも受けることができるの？

- 補助は町の予算の範囲内において、補助上限額に達するまで申請可能です。ただし、過去に補助金の交付を受けている場合、工事費（補助対象経費）の 1/8 が補助金額となり、10 万円の加算はありません。
- また、補助上限額を 150 万円に増額したことに伴い、過去に新築・増改築で 100 万円の補助を受けた方でも、住宅改修により最大 50 万円の補助を受けることができます。

Q

商業系家屋（店舗・事務所）として、倉庫や畜舎などの農業用施設は対象になるの？

- 補助の対象となるのは、専ら商品販売又はサービス提供の用に供するために使用する店舗・事務所になりますので、倉庫・畜舎などは補助対象外となります。

住環境・店舗等整備補助金のほか、住宅等の新築・改修に係る補助制度には次のようなものがあります。詳しくは下記までご相談ください。

- ・【足寄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金】
- ・【足寄町排水設備等改造資金補助】

補助金の額は各工事の補助対象経費によって変わりますので詳細はお問い合わせ下さい。

!

ご相談・お問い合わせは

〒089-3797
足寄町北 1 条 4 丁目 48 番地 1
足寄町役場 建設課 建設室 建築担当
Tel 28-3867

